

事務連絡
令和6年7月26日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各指定都市財政担当課 } 御中

こども家庭庁成育局母子保健課
総務省自治財政局調整課

新生児聴覚検査費に係る地方交付税措置について

新生児聴覚検査費については、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度より市町村に対して地方交付税措置を講じてきたところです。

当該措置については、令和4年度以降、普通交付税の保健衛生費において算定しておりましたが、令和6年度においては以下の2点について見直しを行いました。

- ・ 普通交付税の算定費目「こども子育て費」の創設に伴い、保健衛生費からこども子育て費における算定に移行。
- ・ 市町村における新生児聴覚検査の公費負担の最新の実施実態を踏まえ、新生児聴覚検査費として市町村の標準団体（18歳以下人口1万6,000人）当たり1,606千円を計上。（令和4年度の935千円より671千円の拡充）

各都道府県におかれては、貴都道府県内市町村に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、こども家庭庁から、各都道府県、市町村、特別区母子保健主管部（局）宛てに、別添のとおり令和6年7月26日付け事務連絡「新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減について」（こども家庭庁成育局母子保健課）を发出しておりますので、念のため申し添えます。

【担当】

こども家庭庁成育局母子保健課 伊藤

電話：03-6862-0413

総務省自治財政局調整課 和多田

電話：03-5253-5618

事務連絡
令和6年7月26日

各（都道府県）
（市町村）
（特別区）

母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減について

平素より、母子保健行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新生児聴覚検査については、家庭の経済状況に関わらず全ての新生児を対象として実施するため、当該検査費用の公費負担を行い、受検者の経済的負担の軽減を積極的に図ることが重要です。こども家庭庁で実施している「新生児聴覚検査の実施状況等調査」では、当該検査費用の公費負担を実施している市町村の割合が年々増加しているものの、令和4年度時点で、当該検査費用の公費負担を実施している市町村は80.0%となっており、いまだ2割の市区町村において、公費負担が実施されていない状況となっています。

今般、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「全国での公費負担の実施に向けた取組を進める」とされたことも踏まえ、下記のような対応を行っております。各市町村におかれましては、難聴児の早期発見・早期療育推進のため、当該検査費用の公費負担について積極的に取り組み、受検者の経済的負担の軽減を図っていただくようお願い申し上げます。また、各都道府県におかれましても、管内市町村の当該検査の実施状況を把握し、実施体制の整備の取組が進むよう、引き続き必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

なお、各市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施状況については、今後も国において継続的に実態調査を実施する予定であるため、念のため申し添えます。

記

1. 新生児聴覚検査費について、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成

19年度より市町村に対して地方交付税措置が講じられてきたところです。

当該措置については、令和4年度以降、普通交付税の保健衛生費において算定しておりましたが、令和6年度においては以下の2点について見直しを行いました。

- ・ 普通交付税の算定費目「こども子育て費」の創設に伴い、保健衛生費からこども子育て費における算定に移行。
- ・ 市町村における新生児聴覚検査の公費負担の最新の実施実態を踏まえ、新生児聴覚検査費として市町村の標準団体（18歳以下人口1万6,000人）当たり1,606千円を計上。（令和4年度の935千円より671千円の拡充）

こうした点を踏まえ、市町村においては、新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減の推進に引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

2. 都道府県における推進体制を整備するため、母子保健衛生費国庫補助金において「新生児聴覚検査体制整備事業」を実施しております。都道府県においては、こうした事業を活用して、管内市町村における新生児聴覚検査の実施状況等の把握や情報共有を図るなど、検査体制の推進に努めるようお願いいたします。

新生児聴覚検査について

1. 目的

聴覚障害は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施するための体制整備を進め、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ることを目的とする。

2. 財政措置

① 令和3年度まで

- 平成12年度より、予算補助として実施
- 平成19年度より、一般財源化し、「**少子化対策に関連する経費**」の内数として**地方交付税措置**

② 令和4年度以降

- 令和4年度より、保健衛生費における算定に変更し、**新生児聴覚検査費として標準団体当たりの所得額を計上**
- 令和6年度には、こども子育て費における算定に変更。各市町村における聴覚検査の公費負担の最新の実態を踏まえ、**市町村の標準団体（18歳以下人口1.6万人）当たり1,606千円**を計上し、**令和4年度の935千円より671千円の拡充**。

③ 地方交付税措置のイメージ

<令和3年度まで>

「少子化対策に関連する経費」の内数として措置

少子化対策に関連する経費の内数

<令和4年度以降>

新たに新生児聴覚検査費として標準団体当たりの所得額を計上

「こども子育て費」

※令和4、5年度は「保健衛生費」

「新生児聴覚検査費」

・標準団体当たり

1,606千円

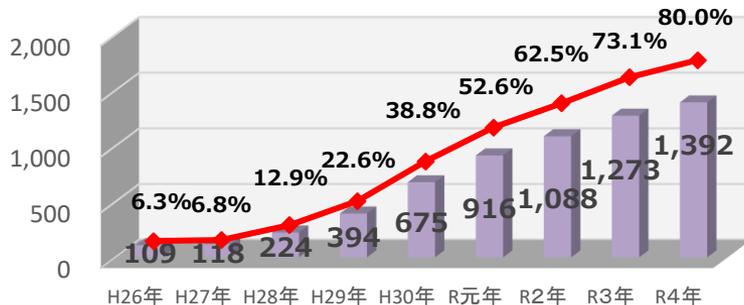
※令和6年度における金額

※令和4年度は、935千円

3. 公費負担の実施状況及び受検率の推移

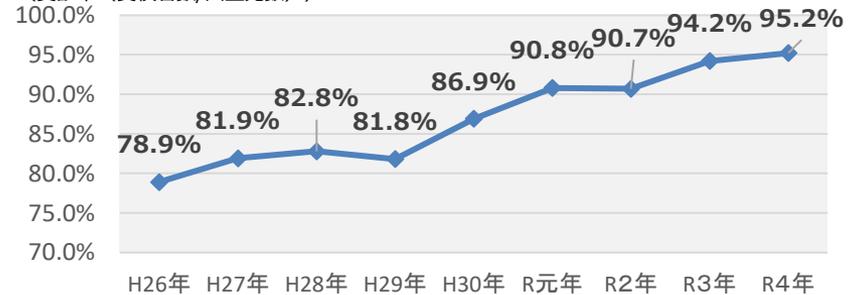
(1) 公費負担の実施状況の推移

(公費負担実施市町村数・実施割合)



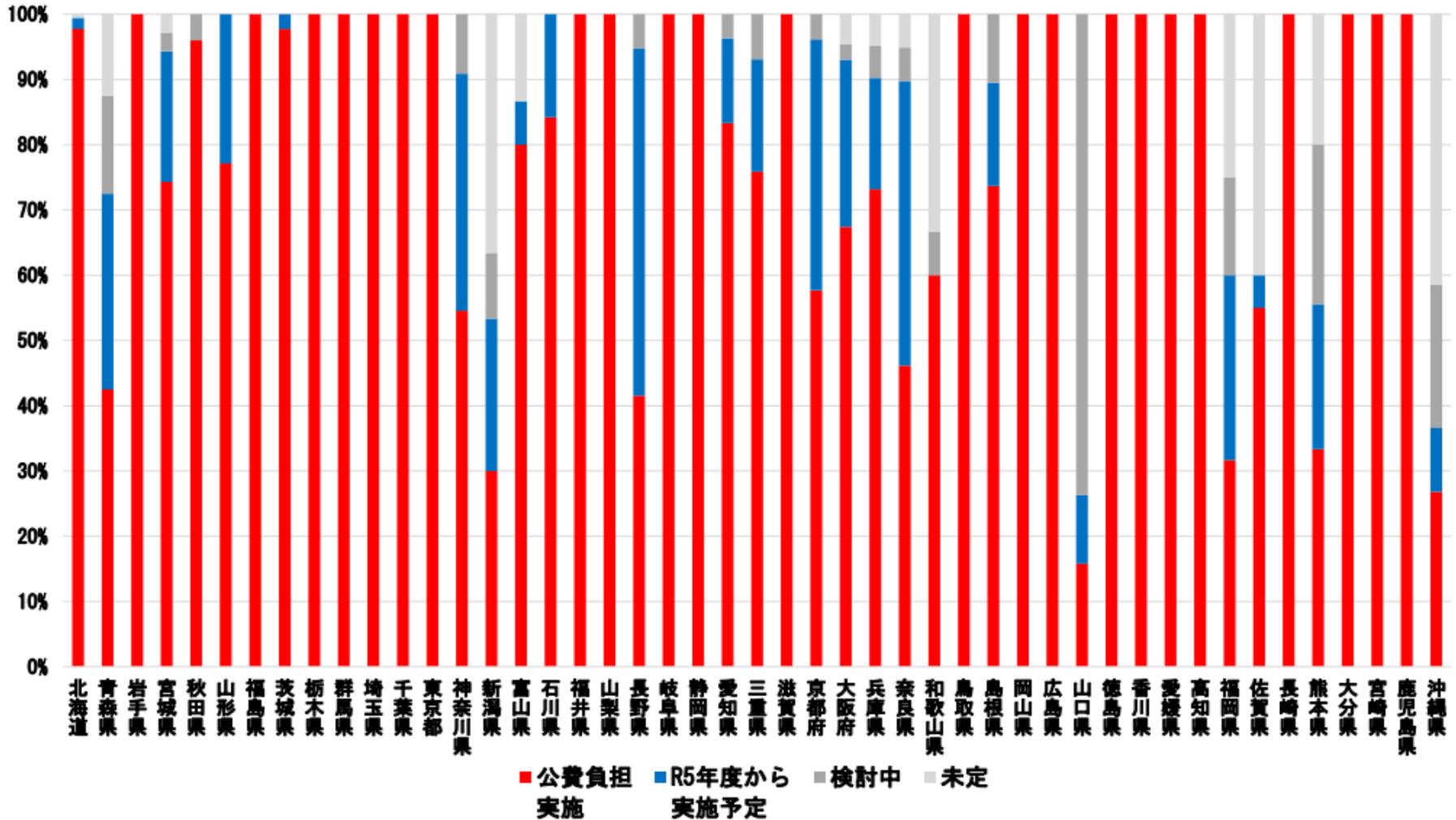
(2) 受検率の推移 (受検の有無を把握している市町村のうち、受検者数を集計している市町村のデータ)

(受診率 (受検者数/出生児数))



(出典：こども家庭庁子育て局母子保健課調べ)

都道府県別公費負担実施状況



※公費負担実施市区町村は、初回検査または確認検査で公費負担を実施している市区町村をいう。